

## 鳥類における鉛中毒防止に関する事項（案）

### 1. 目的

鳥類における鉛中毒を防止するため、鉛製銃弾による鳥獣の捕獲に関して、科学的知見の蓄積、指定猟法禁止区域制度の活用、鳥獣捕獲等事業における非鉛製銃弾の使用の検討、非鉛製銃弾への切替え促進、代替弾に関する情報提供等について記載。

### 2. 制度

#### 法第十五条第1項（指定猟法禁止区域）

環境大臣又は都道府県知事は、特に必要があると認めるときは、次に掲げる区域について、それぞれ鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあると認める猟法（以下「指定猟法」という。）を定め、指定猟法により鳥獣の捕獲等をすることを禁止する区域を指定猟法禁止区域として指定することができる。

- 一 環境大臣にあっては、国際的又は全国的な鳥獣の保護のため必要な区域
- 二 都道府県知事にあっては、当該都道府県の区域内の鳥獣の保護のため必要な区域であって、前号に掲げる区域以外の区域。

#### 法第十八条（鳥獣の放置等の禁止）

鳥獣又は鳥類の卵の捕獲等又は採取等をした者は、適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として環境省令で定める場合を除き、当該捕獲等又は採取等をした場所に、当該鳥獣又は鳥類の卵を放置してはならない。

#### （基本指針Ⅰ第六9）

##### 9 鳥類の鉛中毒の防止

鳥類における鉛中毒を防止するため、北海道を始めとした全国各地で指定猟法禁止区域を指定する等の取組を進めてきているが、現在も鉛中毒の発生自体は確認されており、鳥類の鉛中毒による影響を防止するための取組を推進するに当たって、鉛中毒の発生実態に関する科学的知見の蓄積に引き続き努めていく必要がある。

国は都道府県の協力も得て、鳥獣の捕獲等に起因する鳥類の鉛汚染の現状を科学的に把握するための全国的なモニタリング体制を構築し、科学的知見の蓄積に努める。また、モニタリングの結果も踏まえ、鉛中毒による鳥類への影響を評価するとともに、水鳥又は猛禽類の保護の観点から効果が見込まれる場合には、都道府県において当該地域での指定猟法禁止区域制度の活用や鳥獣捕獲等事業における非鉛製銃弾の使用を検討する。また、非鉛製銃弾への切替えを促進するため、代替弾に関する情報提供に努め、捕獲した鳥獣を山野等へ放置しない等の捕獲個体の適切な取扱いについての普及啓発を進めるとともに、取締り等により、放置の禁止について徹底を図る。

#### （基本指針Ⅲ第四1）

## 1 捕獲許可基準の設定に当たっての共通事項

### (5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方

捕獲実施区域と水鳥又は希少猛禽類の生息地が重複しており、科学的な見地から、鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可に当たっては、鉛が暴露しない構造及び素材の装弾を使用し、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導する。

#### (基本指針III第六4)

## 4 指定猟法禁止区域

### (1) 指定の考え方

鉛製銃弾の使用については、鳥獣の鉛中毒が生じ、又は水鳥若しくは希少猛禽類の生息地において、鳥獣の管理を目的とする銃器による捕獲が集中的、継続的又は高頻度で実施され、鳥獣への鉛中毒が懸念される地域について、鳥獣の鉛汚染の状況等の現状を把握し、分析・評価した上で、必要に応じて関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、指定猟法禁止区域の指定を進める。

#### (基本指針IV第三9)

## 9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

### (3) 指定管理鳥獣捕獲等事業において配慮すべき事項

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域と水鳥又は希少猛禽類の生息地が重複していて、科学的な知見から、野鳥の鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域における事業の実施にあっては、非鉛製銃弾を使用する、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導する。

\* 指定管理鳥獣対策事業交付金事業実施要領では、銃猟での捕獲では必ず非鉛弾を使用する旨を記載すること（ただし、非鉛製銃弾を使用できない場合は、鳥類の鉛中毒を防止するための具体的な措置を記載すること）を規定している。

## 3. 現状

- ・ 指定猟法禁止区域は、北海道では全域が指定されており、鉛製ライフル弾及び 7mm 以上の鉛製散弾の使用が禁止されている。北海道以外の地域では計 143 か所、約 10 万 3 千 ha(主に鉛製散弾の規制) が指定されている。
- ・ 2020 年 3 月から、鉛中毒による鳥類の影響を科学的かつ客観的に評価するため専門家による検討会を開始。全国的な鉛汚染状況を確認。
- ・ 令和 7 年 4 月の改正鳥獣保護管理法の附帯決議（衆・参）の 1 つに「令和十二年度までに鉛製銃弾に起因する鳥類での鉛中毒の発生をゼロとすることを目指して令和七年度から鉛製銃弾の段階的な使用規制が開始されることを踏まえ、その影響についての科学的知見も踏まえつつ、非鉛製銃弾の使用の促進を図る取組を進めること。」が盛り込まれた。
- ・ 2025 年度からモデル地域での規制の試行を開始。社会的影響等も同時に検討中。

#### 4. 課題

- これまで地域的に指定獵法禁止区域が設定されてきたが、10年以上前から指定区域はほとんど増加しておらず、全国のモニタリング調査では鳥類の鉛汚染を確認している状況。
- 全国規制に向けて検討を開始する必要がある一方、非鉛弾は鉛弾に比較して高価であることなどから、有害捕獲や管理捕獲への影響を考慮する必要がある。
- 業界団体への聞き取りでは、非鉛弾はほぼ輸入に頼らざるを得ないことなどから、急な切り替えは困難であり、全国規制の時期は切り替えに係る期間等を考慮し、明確化すべきとの意見がある。

#### 5. 対応方針（案）

- 全国的な規制の考え方を明確に示すことを検討してはどうか。その際は、有害捕獲や管理捕獲への影響についても考慮する（基本指針 I 第六 9 の改正を検討）。